

資料一1

公害防止管理組織図

内山アドバンス 磯子工場

総則	名称	公害防止対策規定	規定番号	Q P-A 0.9
			頁数	3枚中 1頁

UNCONTROLLED

1. 目的

製造設備より発生する公害を抑制し、その防止対策と管理方法を明確に規定する。
また、環境の維持、工場及びその保全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

工場に係わる公害及び工場が適用を受ける環境保全について適用する。

3. 関係法令

3.1 公害防止

当工場に係わる公害の法律は表-1による。

表-1 工場に係わる公害の法令

工場に係わる公害の法令	各法令での公害発生施設
大気汚染防止法	一般粉じん施設（ベルト幅75cm以上）
水質汚濁防止法	バッチャープラント
騒音規制法 振動規制法	空気圧縮機及び送風機（出力7.5kw以上） プラント圧縮機（出力7.5kw以上）

3.2 環境保全

当工場が適用を受ける環境保全に関する法令は表-2による。

表-2 工場が適用を受ける環境保全に関する法令

環境保全に関する法令	対象	法令の概要
大気汚染防止法	一般粉じん	一般粉じん施設（ベルト幅75cm以上）
水質汚濁防止法	排出水	排水管理基準値の順守
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物	処理委託契約、産業廃棄物管理票（マニフェスト）による業務管理
一	産業廃棄物 処理義務	汚泥の脱水施設の届出 (処理能力10m ³ /日を超える場合)
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止組織	公害防止統括者、代理者及び公害防止管理者、代理者の選任・解任の届出

総則	名稱	公害防止対策規定	規定番号 Q P-A-9 2	頁数 3枚中
----	----	----------	----------------------	-----------

UNCONTROLLED

4. 公害防止及び環境保全

4.1 組織

図-1 及び図-2による。なお、公害防止統括者は工場長とする。

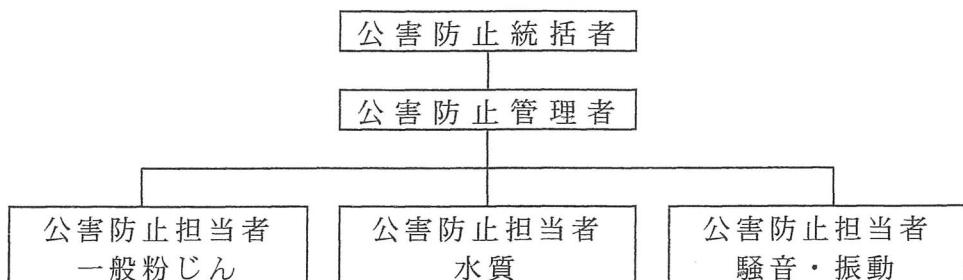


図-1 組織図

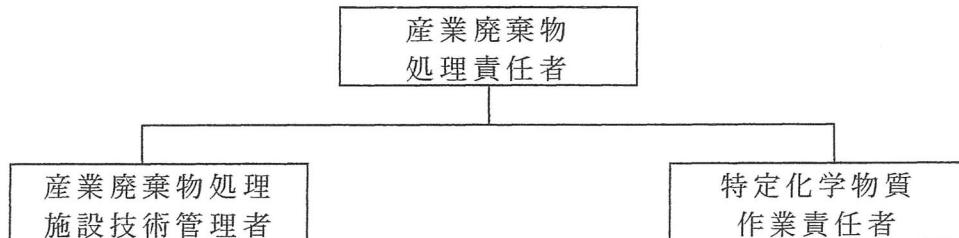


図-2 環境保全組織

4.2 選任

工場長は表-3に示す必要とする資格等を考慮し選任する。

表-3 選任を必要とする資格等

区分	必要とする資格等
公害防止統括者の代理	特段の資格は必要なし
公害防止管理者及び代理者	1) 一般粉じん関係の資格認定講習を終了した者 2) 国家試験に合格して資格を取得した者
公害防止担当者及び代理者	1) 一般粉じん関係、水質関係、騒音関係、又は振動関係の資格認定講習を終了した者 2) 公害防止に関する実務に2年以上の経験を有する者 3) 国家試験に合格して資格を取得した者
産業廃棄物処理責任者 及び代理者	1) 産業廃棄物の処理に関する実務に2年以上の経験を有する者 2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得した者
産業廃棄物処理施設 技術管理者	1) 技術管理責任者のための講習を終了し技術管理士等の資格を取得した者 2) 廃棄物の処理に関する技術上の経験を有する者
特定化学物質作業主任者	特定化学物質等作業主任者技能講習、又は特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を終了した者

総則	名称	公害防止対策規定	規定番号 Q P - A 9	頁数 3枚中 3頁
----	----	----------	-------------------	--------------

5. 職務

(1) 公害防止統括者

工場の責任者として公害防止に関する業務を統括管理し、適切かつ円滑に実施されるように指揮する。

(2) 公害防止管理者

公害防止統括者を補佐し、粉じんの発生原因となる業務、又は飛散防止に関する業務を管理する。

(3) 公害防止担当者

公害防止統括者又は公害防止管理者を補佐し、粉じん発生の原因となる業務、水質汚濁の原因となる業務、騒音又は振動発生の原因となる業務を行う。

(4) 産業廃棄物処理施設技術管理者

産業廃棄物の排出抑制、再資源化、減量化、保管及び処理（委託処理を含む）に関する監督を行う。また、産業廃棄物に関する業務に従事する者への関連法令等の指導ならびに啓発を行う。

(5) 特定化学物質等作業主任者

特定化学物質による汚染から作業員を守るための監督等を行い安全管理を行う。

6. 管理基準

表-4に基づいた管理を行う。

表-4 管理基準及び管理方法と処置

管理項目	管理基準	管理方法	処置	記録
一般粉じん	骨材及びセメントの粉じんの飛散が認められないこと	公害防止担当者は目視で確認する	粉じん発生源に対して散水を行う	環境設備日常点検表
水質	排出水の水素イオン濃度 pH5.8~8.6 以内	公害防止担当者は排出の都度、中和装置に付属している水素イオン濃度の記録計により測定する	1) 中和装置を用いて管理基準以内に中和し排出する 2) 管理基準値を外れている場合は排出を行わない	中和装置稼動記録
	六価クロム濃度 0.5ppm 以下	公害防止担当者は1回/1か月ジフェニルカルバジド法(バックテスト)により測定する	管理基準値を外れている場合は排出を行わない	環境記録シート
産業廃棄物	1) 産業廃棄物の種類毎に適正に保管する。 2) 委託後は適正な流れを確認し不法投棄を防ぐ	担当者は産業廃棄物の種類毎、運搬車毎及び運搬先毎に産業廃棄物管理票(マニフェスト)を1通発行する	1) 保管基準に適合する処置を講ずる 2) 委託した廃棄物の状況を把握し適切な処置を講じるとともに知事等に報告する	産業廃棄物管理票(マニフェスト)

7. 周知

公害防止組織及び環境保全組織は、担当と氏名を明確にした掲示により周知する。

資料一2

産業廃棄物処理フローシート図

戻りコンクリート(廃棄物発生)の処理フロー

